

実習に必要な知識と技能を評価する共用試験に合格した医学生は、
医師法に基づいて、医師の指導監督の下、下記の医行為を行っています。

【医師養成の観点から医学生が実施する医行為の例】

分類	医行為の例
①基本的な問診と記録	●診療録記載、医療的な面接、認知機能などの評価 ●書類などに関する説明や確認
②診察に関する基本的な手技	●血圧測定や酸素飽和度といったバイタルサインの測定、聴診や触診といった基本的な診察、腱反射や知覚・触覚といった神経的な診察 ●外陰部の診察 ●直腸・前立腺・子宮の触診 ●チューブを用いた気道内吸引、ネブライザー吸入の介助 ●静脈採血、臍根部（足の付け根部分）からの動脈採血、腕からの点滴ルート確保 ●胃管の挿入および抜去、尿道カテーテル挿入および抜去 ●皮下注射・皮内注射・筋肉注射・静脈内注射
③基本的な臨床検査の判定や実施	●尿検査の実施と判断（妊娠反応検査を含む） ●グラム染色など微生物学的検査、コロナ・インフルエンザウイルスなど病原体検査の実施 ●簡易的な超音波検査、簡易血糖測定、12 誘導心電図の記録
④治療や検査に関連する基本的な処置や介助	●清潔処置の準備や介助 ●治療（手術を含む）や検査（内視鏡検査など）における医師の介助や助手 ●基本的な縫合と抜糸、外用薬の貼付や塗布、消毒およびガーゼ交換、基本的な創傷・熱傷の洗浄と処置、止血処置の介助、基本的な膿瘍切開と排膿 ●ギブス巻き
⑤診療を支援する行動や指示	●食事や安静度についての指示、定型的な術前・術後管理の指示 ●書類の仮作成 ●酸素投与量の調整

- * 患者さんへの影響が軽微な行為についてはここに含まれなくても医学生が参加や実施をさせて頂く場合があります。
- * 小児科における手技を伴う医行為について医学生が参加する場合には、医師の直接的な指導の下で行われ、実施の前には医師から改めてご説明させていただきます。

医学生の診療を希望されない場合や不明な点がございましたら担当医にお申し出ください。
お申し出がない場合は、医学生の臨床実習へのご協力に同意いただいたものとさせていただきます。
なお、同意の有無により診療上の不利益を受けることは決してありません。また、いつでも同意を撤回することができます。
皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。